

# 足立区立伊興中学校 P T A 個人情報取り扱い規程

(平成 2 9 年 5 月 1 2 日総会決定)

## (目的)

第 1 条 この規程は、足立区立伊興中学校 P T A 規約第 4 条の 2 に基づき、この会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、円滑にこの会を運営し、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

## (責務)

第 2 条 この会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (取り扱い方法の周知)

第 3 条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料又は校内掲示板及び P T A 広報等で会員に周知する。

## (個人情報の取得)

第 4 条 個人情報とは、個人が特定される事項とする。

2 個人情報は、本人から同意を得て書面により会長が取得する。

## (同意の撤回)

第 5 条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を撤回することができる。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

## (個人情報の利用)

第 6 条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする

- (1) 会費請求、その他文書の送付
- (2) P T A 会員・役員等名簿の作成および地図の作成

## (3) 緊急時・災害時などの連絡網の作成

### (個人情報の管理)

第 7 条 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう焼却又は裁断等により、速やかに廃棄するものとする。

### (第三者提供の制限)

第 8 条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の促進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### (自己情報の開示、訂正)

第 9 条 自己の個人情報の開示又は訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し立てるものとする。

附則 この規程は、平成 2 9 年 5 月 3 0 日から施行する。